

災害時における被災者支援の取組み事例

平成30年10月3日 現在

災害名	東日本大震災	平成28年熊本地震	平成29年7月九州北部豪雨
災害救助法	適用	適用	適用
実施主体	宮城県仙台市 (仙台市健康福祉局被災者生活支援室)	熊本県熊本市 (熊本市政策局復興総室)	福岡県朝倉市 (朝倉市復興推進室)
事業委託先 (運営)	仙台市シルバー人材センター	建設型仮設住宅入居者は熊本市社会福祉協議会 (借上型仮設住宅入居者は熊本市が対応)	朝倉市社会福祉協議会
事業名	仙台市被災者生活再建加速プログラム事業 (被災者生活再建相談等業務)	仮設住宅入居者くらし再建事業	朝倉市地域支え合いセンター(事業)
事業目的	応急仮設住宅等に入居されている被災世帯を対象に、戸別訪問などによる聞き取り調査や見守り活動を通して、仮設住宅の供与期間内に、新たな生活の場へ移行できるよう、生活再建に向け支援を実施する。	在宅被災者や応急仮設住宅等に入居されている被災世帯を対象に、戸別訪問などによる聞き取り調査や見守り活動を通して、仮設住宅の供与期間内に、新たな生活の場へ早期に移行できるよう、生活再建に向けた集中的・重点的支援を実施する。	在宅被災者や応急仮設住宅等に入居されている被災世帯を対象に、戸別訪問などによる聞き取り調査や見守り活動を通して、仮設住宅の供与期間内に、新たな生活の場へ早期に移行できるよう、生活再建に向けた集中的・重点的支援を実施する。
事業概要	被災者の相談、個別訪問等により状況を把握し、課題等を整理・分析する。 そのうえで、必要な支援施策や支援の進め方などを体系的に整理したプログラムを策定し、定期的な見守り活動や生活再建支援の情報提供や必要な支援を行う。 ・被災者への戸別訪問等による状況(課題やニーズ)の把握 ・調査結果の分析と対応方針の検討(要支援世帯に対しては個別支援計画の検討) ・フォローが必要な世帯への対応(個別支援) ・地域づくりの取組み 等	被災者の相談、個別訪問等により状況を把握し、課題等を整理・分析する。 そのうえで、必要な支援施策や支援の進め方などを体系的に整理したプログラムを策定し、定期的な見守り活動や生活再建支援の情報提供を行う。 ・被災者への戸別訪問等による状況(課題やニーズ)の把握 ・調査結果の分析と対応方針の検討(要支援世帯に対しては個別支援計画の検討) ・フォローが必要な世帯への対応(個別支援) ・地域づくりの取組み 等	被災者の相談、個別訪問等により状況を把握し、課題等を整理・分析する。 そのうえで、必要な支援施策や支援の進め方などを体系的に整理したプログラムを策定し、定期的な見守り活動や生活再建支援の情報提供を行う。 ・被災者への戸別訪問等による状況(課題やニーズ)の把握 ・調査結果の分析と対応方針の検討(要支援世帯に対しては個別支援計画の検討) ・フォローが必要な世帯への対応(個別支援) ・地域づくりの取組み 等
支援対象者	仮設住宅入居者の被災者世帯を対象(災害公営住宅に入居し、支援が必要な被災者を含む)。ただし、被災者からの相談があれば仮設住宅の入居状況に関係なく対象。	仮設住宅入居者の被災者を対象(特に高齢者、障がい者、生活困窮者、子育て世帯、健康面で気になる方)ただし、被災者からの相談があれば、り災状況に関係なく対象。	り災状況が半壊以上の被災者を対象(特に高齢者、障がい者、生活困窮者、子育て世帯、健康面で気になる方)。ただし、被災者からの相談があれば、り災状況に関係なく対象。
財源	被災者支援総合交付金(復興庁) 10/10の国庫補助	生活困窮者就労準備支援等事業(厚生労働省) 10/10の国庫補助 ※平成28年度は補正予算	生活困窮者就労準備支援等事業(厚生労働省) 1/2の補助(国庫5割補助、市5割負担) なお、本来、国庫補助には上限があるが、平成29年度、平成30年度においては特例的に上限撤廃となっている。
特色	・業務を委託した生活再建支援員(仙台市シルバー人材センター)の戸別訪問による世帯状況や再建課題の把握 ・戸別訪問の結果について、区ごとに開催するワーキンググループで情報共有し、支援の必要性に応じた分類分け(※4分類)を行うほか、個々の世帯の支援方針や支援の役割を決定 ※4分類・・・生活再建可能世帯、日常生活支援世帯、住まいの再建支援世帯、「住まいの再建の実現性」と「日常生活の自立性」の2つの指標を基に4つに類型化)	・各区に設置した地域支え合いセンターの職員を中心に、戸別訪問による世帯状況や再建課題の把握 ・戸別訪問の結果、今の生活で困っていることを分類化(※4分類)し、①健康問題や生活困窮等の問題を抱える世帯に対して、保健福祉の関係機関との連携支援、②住まいの再建が自力では困難な世帯に対し、民間賃貸住宅及び公営住宅等の情報提供や、災害公営住宅の検討等住まいの再建支援を行うための基礎資料とする。 ・仮設住宅に入居する独居高齢者世帯等の要配慮世帯について、本人同意を得たうえで「民生委員児童委員協議会」や「地域包括支援センター(ささえりあ)」へ情報共有 ※4分類・・・生活再建可能世帯、日常生活支援世帯、住まいの再建支援世帯、日常生活・住まいの再建支援世帯	・業務を委託した社会福祉協議会の戸別訪問等による世帯状況や再建課題の把握 ・戸別訪問の結果により被災世帯を分類化(※6分類)し、①健康問題や生活困窮等の問題を抱える世帯に対して、健康、就労支援など関係機関との連携支援、②住まいの再建に関して、生活再建支援金、義援金、空き家バンク、相談会等の情報提供 ・また、上記の結果により要支援世帯に対しては、世帯ごとに家族構成や家族の健康問題等と「要支援ケースのつなぎ先フロー図」を照らし合わせ、どの専門機関等につなぐかという具体的な対応方針を検討し。(要支援ケースのつなぎ先や、住まい再建関係の問い合わせ先等、支援に向けたフローチャートを周知することにより庁内関係課の連携を進めている。) ※6分類・・・重点、継続支援、定期見守り、経過観察(2か月おき)、経過観察(3か月おき)、終結
上記事業のほか、主な取組み	<ひとり暮らし高齢者等生活支援システム>(被災者支援総合交付金(復興庁)) ・ひとり暮らし高齢者等に、緊急時対応機器を貸与  <被災者伴走型生活支援事業>(被災者支援総合交付金(復興庁)) ・入居者の孤立の防止や自立支援、住まい探しの総合的な相談・支援  <就労支援事業>(被災者支援総合交付金(復興庁)) ・NPO等と連携し生活困窮者自立支援法に基づく就労支援	<被災者見守り対策強化事業(緊急通報システム)>(復興基金を財源) ・避難生活における見守りを目的として、緊急通報装置を貸与  <伴走型住まい確保支援事業>(復興基金を財源) ・恒久的な住まいの再建ができるよう民間賃貸住宅等の物件の紹介や入居手続き案内又は補助、繋ぎ等の支援  <すまいの再建>(復興基金を財源) ・4つの助成金制度(自宅再建住宅ローン利子助成、リバースモーゲージ利子助成、民間賃貸住宅入居支援助成、転居費用助成)	<被災者住宅再建支援事業>(県事業) ・再建住宅ローン利子助成